

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06 - 6614 - 7523)
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	消費者の安心安全の確保に関する事務
事務の概要	大阪市内の販売事業者等に対して、下記の各法で義務づけられている表示がない対象商品が販売されていることを確認した時に、販売のために商品を店頭で陳列しないことを指示することができる。 （家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）
措置の実施基準等	<p>1．法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1．（1）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象商品が人の生命、身体に影響を及ぼすことが明らかである場合 ・対象商品により消費者が重大な財産的損害を受けることが明らかである場合 <p>1．（1）の措置の内容</p> <p>対象事業者への立入検査・報告徴収及び販売のために商品を店頭で陳列しないこと指示する。</p>
	<p>1．（2）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象商品が人の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある場合 ・対象商品が消費者が重大な財産的損害を受けるおそれがある場合 <p>1．（2）の措置の内容</p> <p>対象事業者に対して期限を定めて口頭等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合には、1．（1）の措置をとる。</p>
	<p>2．法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2．（1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>該当する是正措置なし</p>
根拠法令等 及び条項	<p>家庭用品品質表示法第4条、第19条（昭和37年法律第104号） 家庭用品品質表示法施行令第4条（昭和37年政令第390号） 消費生活用製品安全法 第40条、第41条、第42条（昭和48年法律第31号） 消費生活用製品安全法施行令第14条（昭和49年政令第48号） ガス事業法第171条、第172条、第173条（昭和29年法律第51号） ガス事業法施行令第14条（昭和29年政令第68号） 電気用品安全法第45条、第46条、第46条の2（昭和36年法律第234号） 電気用品安全法施行令第5条（昭和37年政令第324号） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第82条、第83条、第83条の2（昭和42年法律第149号） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条（昭和43年政令第14号）</p>
備考	